

復 興 整 備 計 画
（第27回変更）

大船渡市・岩手県

平成30年10月25日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
大船渡市の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用と計画的な秩序ある利用開発を進める。 ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・地域分散型エネルギー社会の構築を図り、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図る。 ⑤ 被災した中心市街地においては、土地の嵩上げによって想定される最大級の津波でも浸水しない安全な宅地を確保するとともに、浸水が想定される区域についても、一時避難場所や避難路のほか、商業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備することにより、産業経済の復興を牽引する。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台や嵩上げた安全な宅地に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 また、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区も含め、分散的に選定し、災害時の緊急復旧対応や移転跡地等における産業振興に大きく貢献する安定的な電力供給体制を確保する。 なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区(A地区)、小河原地区(K地区、AK地区)、梅神地区(O地区)、泊里地区(Q地区、S地区、T地区)、碁石地区(U地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系を中心とした土地利用を図るとともに、産業用地の確保を図る。（小河原地区については、一部において住居系土地利用を図る。） ②小細浦地区(B地区)、峰岸地区(M地区)、細浦地区(AL地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜・港・岩崎地区(C地区、AJ地区、AM地区、AN地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

- ④崎浜地区(D地区、A I地区)
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系及び商業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑤泊地区(E地区)、浦浜地区(F地区、A P地区)、浦浜南地区(L地区)、浦浜仲・西地区(P地区)、浦浜東・甫嶺地区(W地区、A H地区)
：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした地域振興の拠点としての土地利用を図る。
- ⑥上甲子地区(G地区)：津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した電力供給拠点施設（大規模太陽光・メガソーラー発電所）を整備することにより、災害に強い都市基盤の形成、農林業の振興及び環境と共生した持続可能なまちづくりを行う。
- ⑦大船渡駅周辺地区(H地区)、大船渡(津波復興拠点)地区(I地区)、大船渡（集団移転促進事業、防災センター整備事業）地区(X地区、A B地区)
：土地の嵩上げによる安全な宅地の創出、浸水区域内の住居の近傍高台等への移転、山側への避難路の確保、一時避難場所や防災拠点の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。浸水想定区域は、商業業務施設の早期再建等により、産業経済の復興を牽引する都市機能の維持・形成に資するまちづくりを行うとともに、漁業・水産加工等産業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑧清水地区(J地区)、蛸ノ浦地区(R地区、A E地区)
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保、地域の一時避難場所や防災拠点の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
- ⑨中赤崎地区(N地区、V地区、A C地区、A D地区、A G地区、A O地区)、永浜地区(Y地区、Z地区、A A地区)、中赤崎地区～永浜地区(A F地区)
：浸水区域内の住居、教育施設、公益的施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、災害に強い基幹道路の整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等臨海地域は、漁業・水産系、及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成32年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度

	B 地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	J 地区	事業の名称：清水地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	K 地区	事業の名称：小河原地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	L 地区	事業の名称：浦浜南地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	M地区	事業の名称：峰岸地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	O 地区	事業の名称：梅神地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成30年度
	P 地区	事業の名称：浦浜仲・西地区集団移転促進事業

		実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成30年度
	Q 地区	事業の名称：泊里地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成30年度
	R 地区	事業の名称：蛸ノ浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	W 地区	事業の名称：浦浜東・甫嶺地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度
	X 地区	事業の名称：大船渡地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成30年度
	Y 地区	事業の名称：永浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成30年度
	A C 地区	事業の名称：中赤崎地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（1工区、2工区、3工区） 実施予定期間：平成25年度～平成30年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F 地区	事業の名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
	I 地区	事業の名称：大船渡地区津波復興拠点整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度

	種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
N地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
S地区	事業の名称：道路新設事業（泊里地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：道路事業
V地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
Z地区	事業の名称：道路新設・改良事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
AA地区	事業の名称：避難路整備事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
AD地区	事業の名称：道路新設・改良事業（中赤崎地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成31年度 種類：道路事業
AF地区	事業の名称：主要地方道大船渡綾里三陸線道路改築工事 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成32年度 種類：道路事業

	A O 地区	事業の名称：道路新設・改良事業（中赤崎地区 まちづくり連携道路） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成30年度 種類：道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	G 地区	事業の名称：五葉山太陽光発電事業 実施主体：五葉山太陽光発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	T 地区	事業の名称：災害公営住宅整備事業（泊里団地） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	U 地区	事業の名称：基石漁港海岸災害復旧事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	A B 地区	事業の名称：大船渡市防災センター整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	A E 地区	事業の名称：合足地域防災コミュニティセンター整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	A G 地区	事業の名称：跡浜地区海岸改修工事及び二級河川後の入川水系後の入川改修工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成32年度

A H 地区	事業の名称：浦浜地区多目的広場整備事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～平成30年度
A I 地区	事業の名称：崎浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度
A J 地区	事業の名称：綾里地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（田浜地区、港・岩崎地区） 実施予定期間：平成27年度～平成30年度
A K 地区	事業の名称：小河原地区産業用地整備事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度
A L 地区	事業の名称：細浦地区コミュニティ広場整備事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成30年度
A M 地区	事業の名称：綾里漁港海岸漁港災害復旧事業 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成32年度
A N 地区	事業の名称：綾里地区コミュニティ広場整備事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～平成31年度
<u>A P 地区</u>	<u>事業の名称：浦浜地区産業用地整備事業</u> <u>事業主体：大船渡市</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成30年度</u>
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）	
平成24年度～平成32年度	

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		4 (3.67)	
			地域森林計画区域	変更		3.67	
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		5 (5.37)	
			地域森林計画区域	変更		5.37	
4	都市施設の整備に関する事業	N地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	0 (0.15)	2 (1.83)	
			地域森林計画区域	変更	0 (0.15)	1.83	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.09		
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	変更	2.98		
5	集団移転促進事業	Q地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.34)	
	都市施設の整備に関する事業	S地区	地域森林計画区域	変更		2.34	
	その他施設の整備に関する事業	T地区					
6	集団移転促進事業	R地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.09)	
			地域森林計画区域	変更		1.09	
7	その他施設の整備に関する事業	U地区	保安林	解除		0.0053	

8	都市施設の整備に関する事業	V 地区	保安林	解除		0.4530	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.57		
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	変更	3.57		
9	集団移転促進事業	X 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (0.87)	
			地域森林計画区域	変更		0.87	
10	集団移転促進事業	Y 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.35)	
	都市施設の整備に関する事業	Z 地区	地域森林計画区域	変更		2.35	
	都市施設の整備に関する事業	A A 地区					
11	その他施設の整備に関する事業	A B 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (1.69)	
			地域森林計画区域	変更		1.69	
12	集団移転促進事業	A C 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		4 (3.64)	
	都市施設の整備に関する事業	A D 地区	地域森林計画区域	変更		3.64	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （4ha超）	都市計画法			農地法 （4ha以下）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業	C地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	○										
			○										
4	集団移転促進事業	J地区	○										
			○										
5	集団移転促進事業	K地区	○										
			○										
			○										
6	集団移転促進事業	L地区	○										
			○										
			○										
7	集団移転促進事業	M地区	○										
			○										
8	集団移転促進事業	D地区	○										
			○										
9	集団移転促進事業	O地区	○										
			○										
10	集団移転促進事業	P地区	○										
			○										

11	集団移転促進事業	Q 地区	○										
			○										
12	集団移転促進事業	R 地区	○										
			○										
13	集団移転促進事業	W 地区	○										
			○										
14	集団移転促進事業	X 地区	○										
			○										
15	都市施設の整備に関する事業	N 地区				○							
16	都市施設の整備に関する事業	V 地区				○							
17	集団移転促進事業	Y 地区	○										
			○										
18	集団移転促進事業	A C 地区	○ (3 工区)										
			○ (2 工区)										
			○ (1 工区)										
			○ (3 工区)										
			○ (2 工区)										
			○ (1 工区)										
19	その他施設の整備に関する事業	A E 地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（4 ha 超）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）

を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

大船渡市 土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針
○災害に強い都市基盤の形成
○農林業の振興
○環境と共生した持続可能な地域社会の形成

大船渡市の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討、道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網と道路ネットワークの確保
- 災害に強い都市基盤の形成
- 地域特性を生かした産業振興と土地利用
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

中赤崎地区、永浜地区、中赤崎地区～永浜地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・災害に強い基幹道路の整備
- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・小学校等公共・公益的施設の高台への移転

○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○水産業と港湾を中心とした産業の振興

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興

泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜中・西地区、浦浜東・甫嶺地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・教育施設等の近傍高台への移転

○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○まちの拠点形成、水産業の振興

大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・JR 大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
- ・土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・防災活動等の拠点整備による防災機能の強化

○山側への安全な避難路の確保
○道路機能の強化、安全な道路ネットワークの確保
○適切な土地利用の誘導

- ・大船渡駅周辺への商業機能の集積
- ・浸水想定区域は、産業系土地利用へ転換

○水産業の振興

田浜・港・岩崎地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・防潮堤等による津波対策の検討

○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○水産業の振興

清水地区、蛸ノ浦地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・防災活動等の拠点整備による防災機能の強化

○山側への安全な避難路の確保
○水産業の振興

小細浦地区、峰岸地区、細浦地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転

○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○水産業の振興

門之浜地区、小河原地区、梅神地区、泊里地区、碁石地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転。一部住宅地は、宅地嵩上げなどを実施

○山側への安全な避難路の確保
○安全な道路ネットワークの確保
○企業誘致を図る産業用地の確保
○水産業の振興

大船渡(集団移転促進事業・防災センター整備事業)地区 (X地区、AB地区)

大船渡駅周辺地区 (H地区)

中赤崎地区 (N地区、V地区、AC地区、AD地区、AG地区、AO地区)

中赤崎地区～永浜地区 (AF地区)

永浜地区 (Y地区、Z地区、AA地区)

清水地区 (J地区)

田浜・港・岩崎地区 (C地区、AJ地区、AM地区、AN地区)

蛸ノ浦地区 (R地区、AE地区)

峰岸地区 (M地区)

細浦地区 (AL地区)

小細浦地区 (B地区)

小河原地区 (K地区、AK地区)

梅神地区 (O地区)

泊里地区 (Q地区、S地区、T地区)

門之浜地区 (A地区)、碁石地区 (U地区)

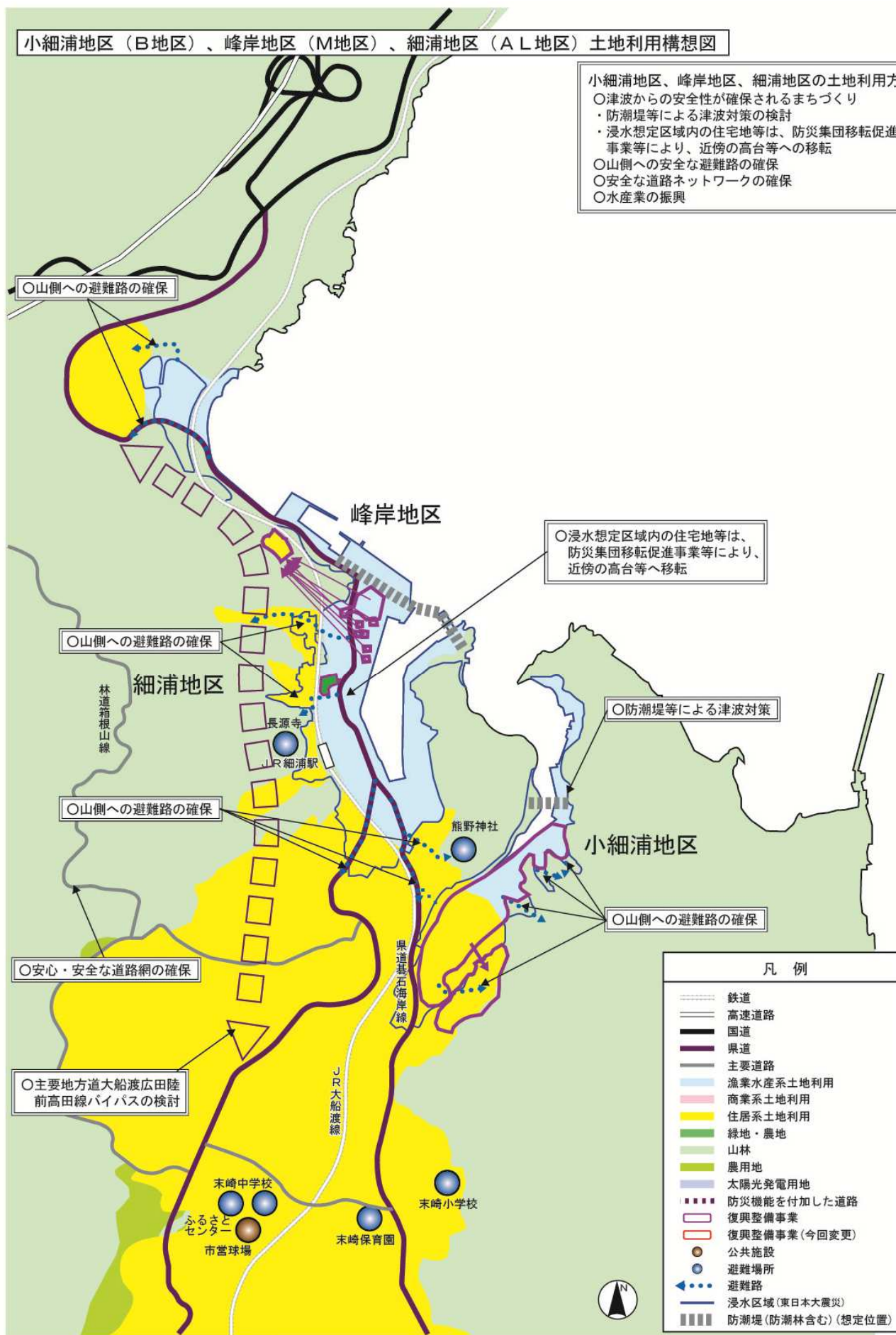
- 鉄道 (JR大船渡線)
- 鉄道 (三陸鉄道南リアス線、岩手開発鉄道)
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 漁業水産系・工業系土地利用
- 商業系土地利用
- 住居系土地利用
- 緑地・農地
- 山林
- 農用地
- 太陽光発電用地
- 復興整備計画区域
- 復興整備事業
- 復興整備事業 (今回変更)
- 公共施設
- 浸水区域 (東日本大震災)
- 防潮堤 (防潮林含む) (想定位置)



小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）、細浦地区（AL地区）土地利用構想図

小細浦地区、峰岸地区、細浦地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



凡 例

- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 漁業水産系土地利用
- 商業系土地利用
- 住居系土地利用
- 緑地・農地
- 山林
- 農用地
- 太陽光発電用地
- 防災機能を付加した道路
- 復興整備事業
- 復興整備事業（今回変更）
- 公共施設
- 避難場所
- 避難路
- 浸水区域（東日本大震災）
- 防潮堤（防潮林含む）（想定位置）

田浜・港・岩崎地区の土地利用方針

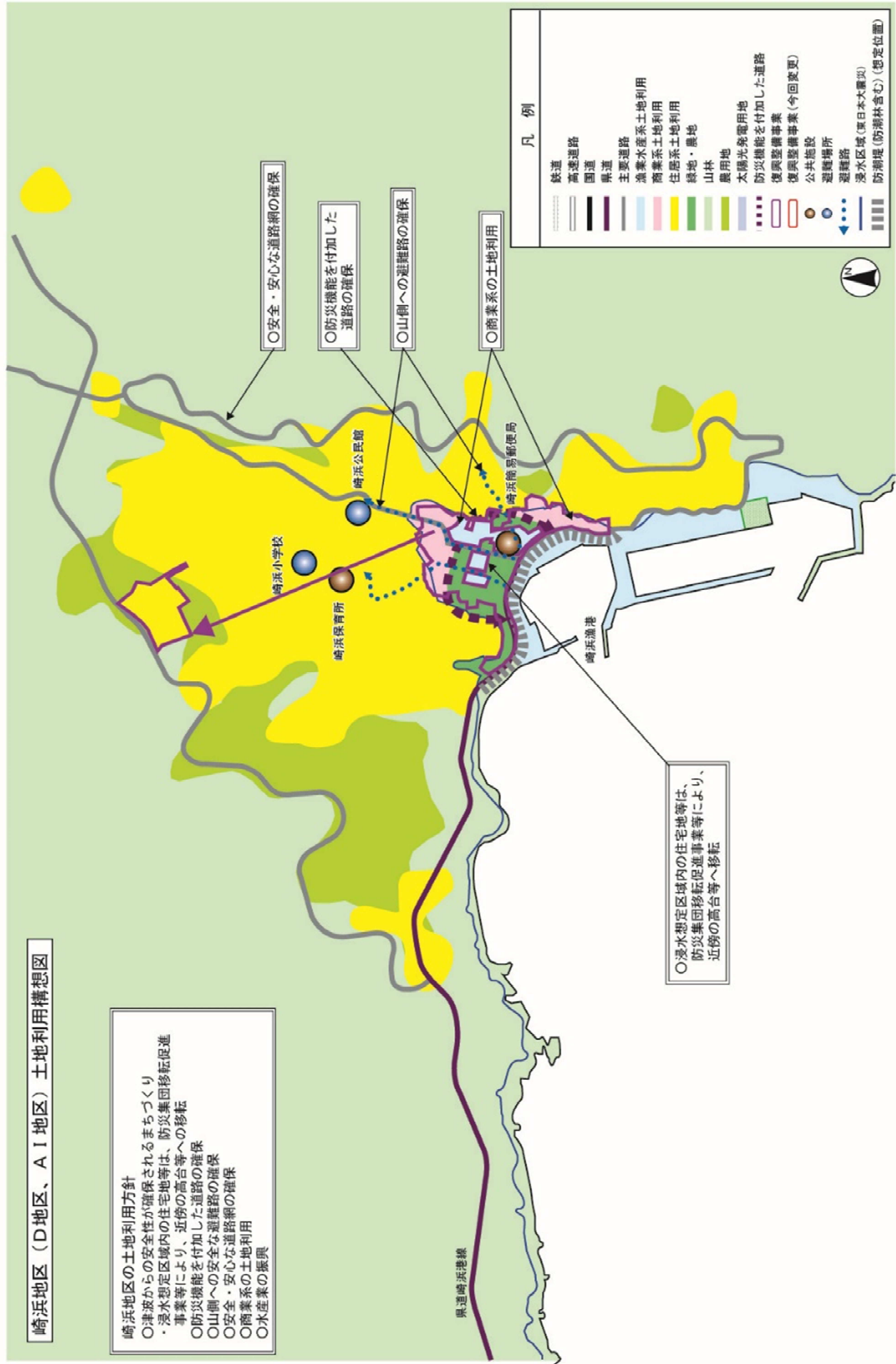
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転。
- ・防潮堤等による津波対策の検討
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



崎浜地区（D地区、AⅠ地区）土地利用構想図

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興



○浸水想定区域内の住宅地等は、
 防災集団移転促進事業等により、
 近傍の高台等へ移転

上甲子地区（G地区）土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針

- 災害に強い都市基盤の形成
- 農林業の振興
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

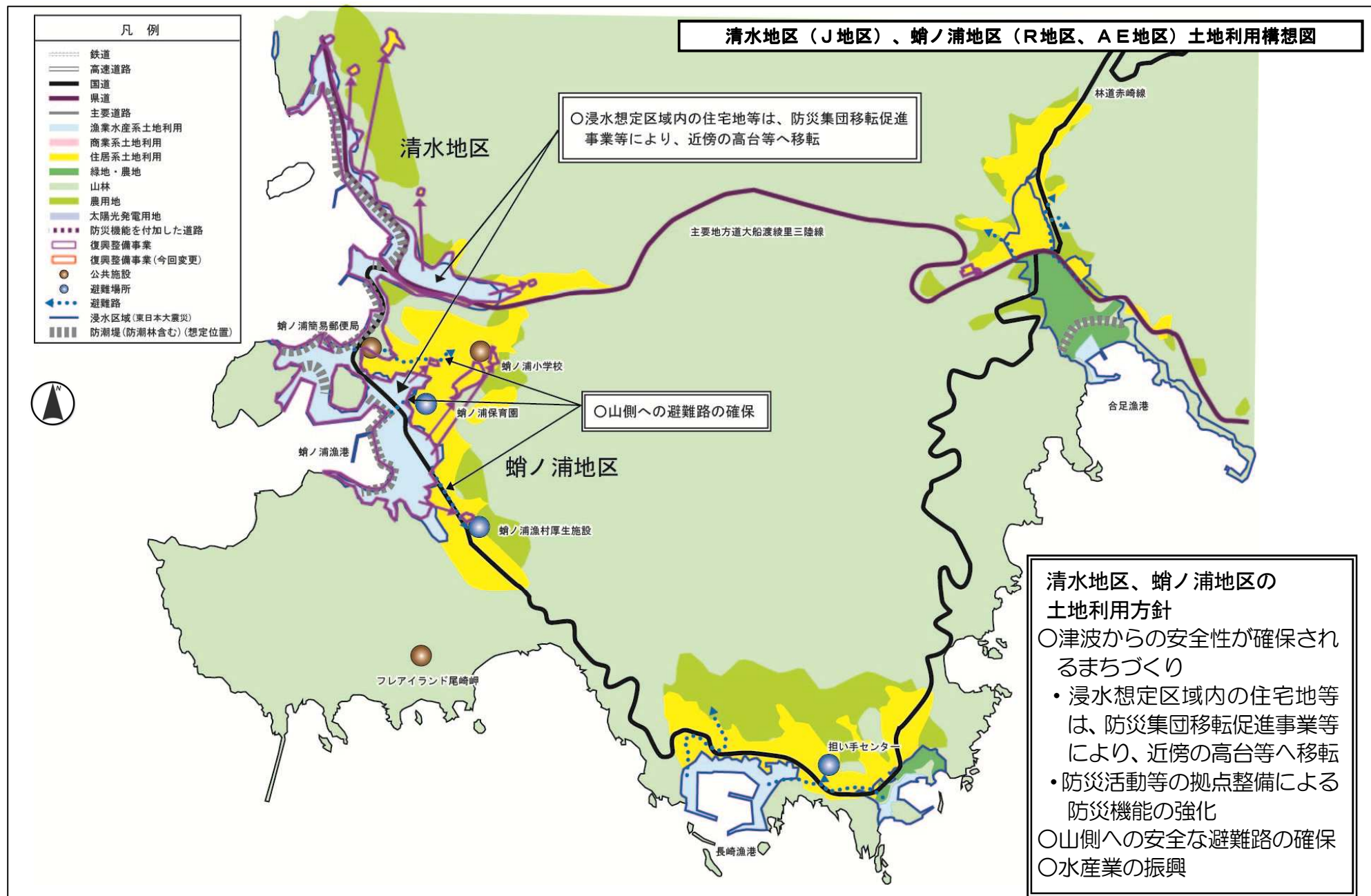
凡 例

- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 漁業水産系土地利用
- 商業系土地利用
- 住居系土地利用
- 緑地・農地
- 山林
- 農用地
- 太陽光発電用地
- 防災機能を付加した道路
- 復興整備事業
- 復興整備事業（今回変更）
- 公共施設
- 避難場所
- 避難路
- 浸水区域（東日本大震災）
- 防潮堤（防潮林含む）（想定位置）



大船渡駅周辺地区（H地区）、大船渡（津波復興拠点）地区（I地区）、大船渡（集団移転促進事業、防災センター整備事業）地区（X地区、AB地区）
土地利用構想図

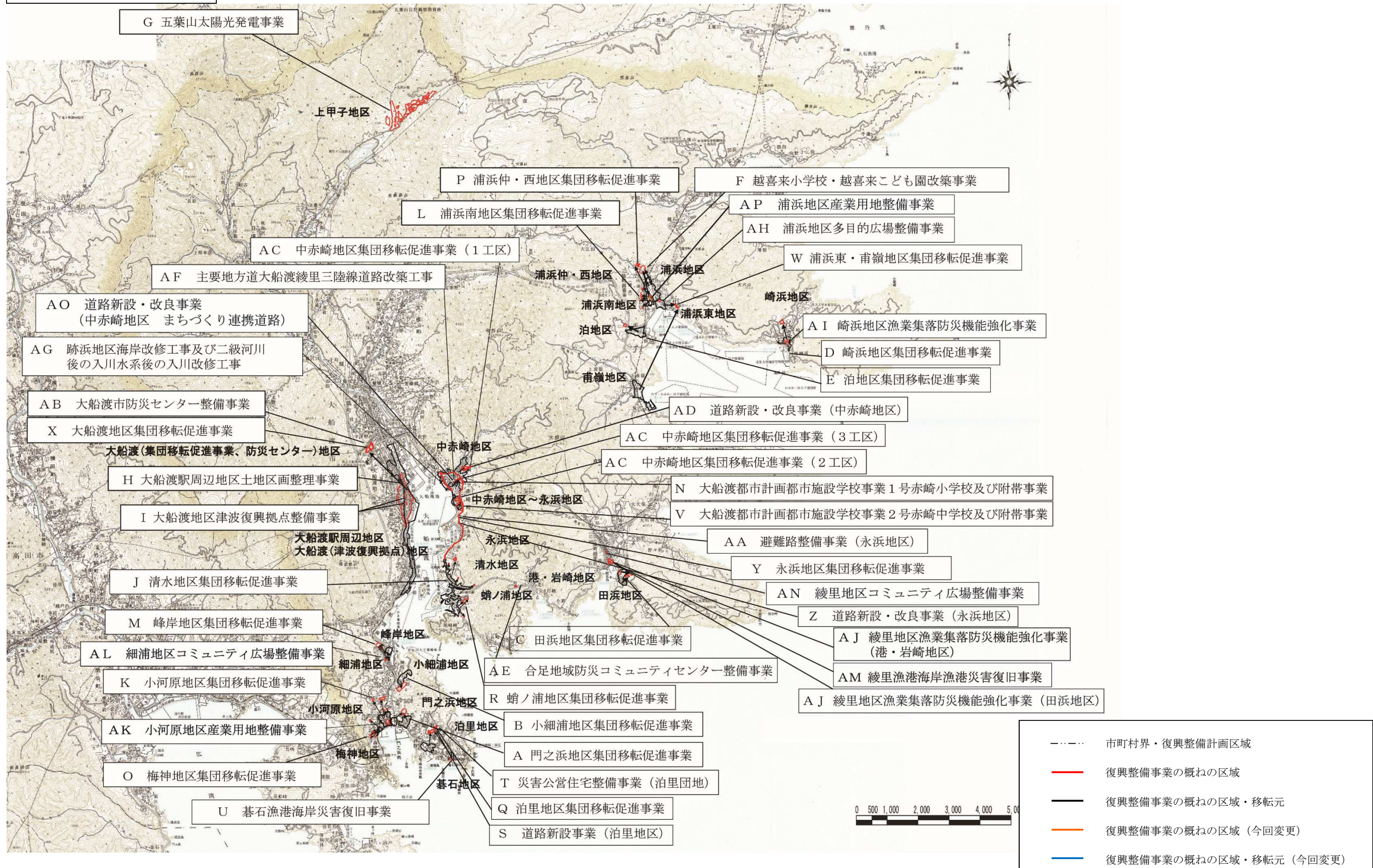




中赤崎地区（N地区、V地区、AC地区、AD地区、AG地区、AO地区）、
永浜地区（Y地区、Z地区、AA地区）、中赤崎～永浜地区（AF地区）土地利用構想図

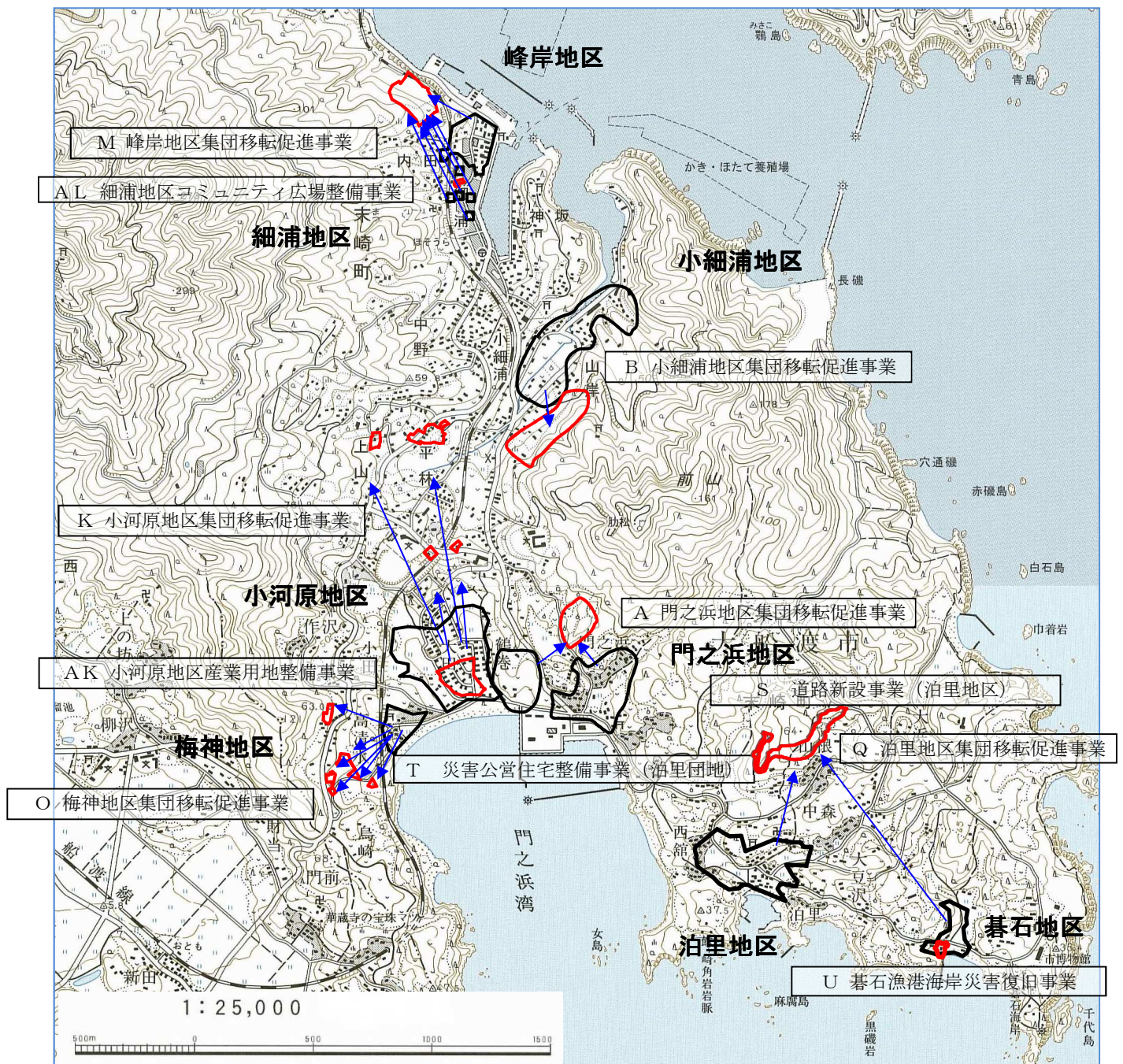


復興整備事業総括図



復興整備事業総括図

(門之浜地区、小細浦地区、小河原地区、峰岸地区、細浦地区、梅神地区、泊里地区、碁石地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

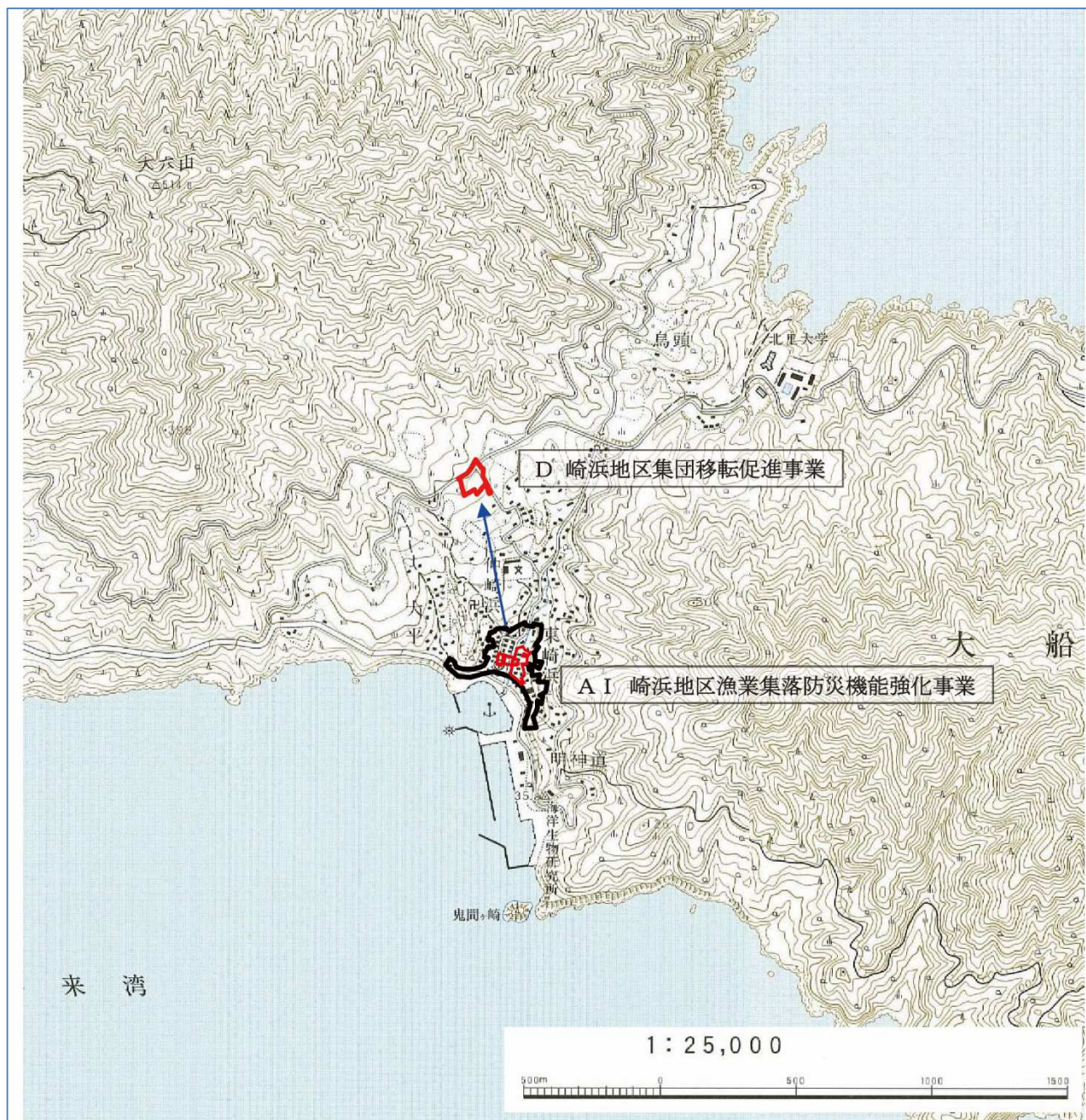
(田浜・港・岩崎地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(崎浜地区)



--- 市町村界・復興整備計画区域

— 復興整備事業の概ねの区域

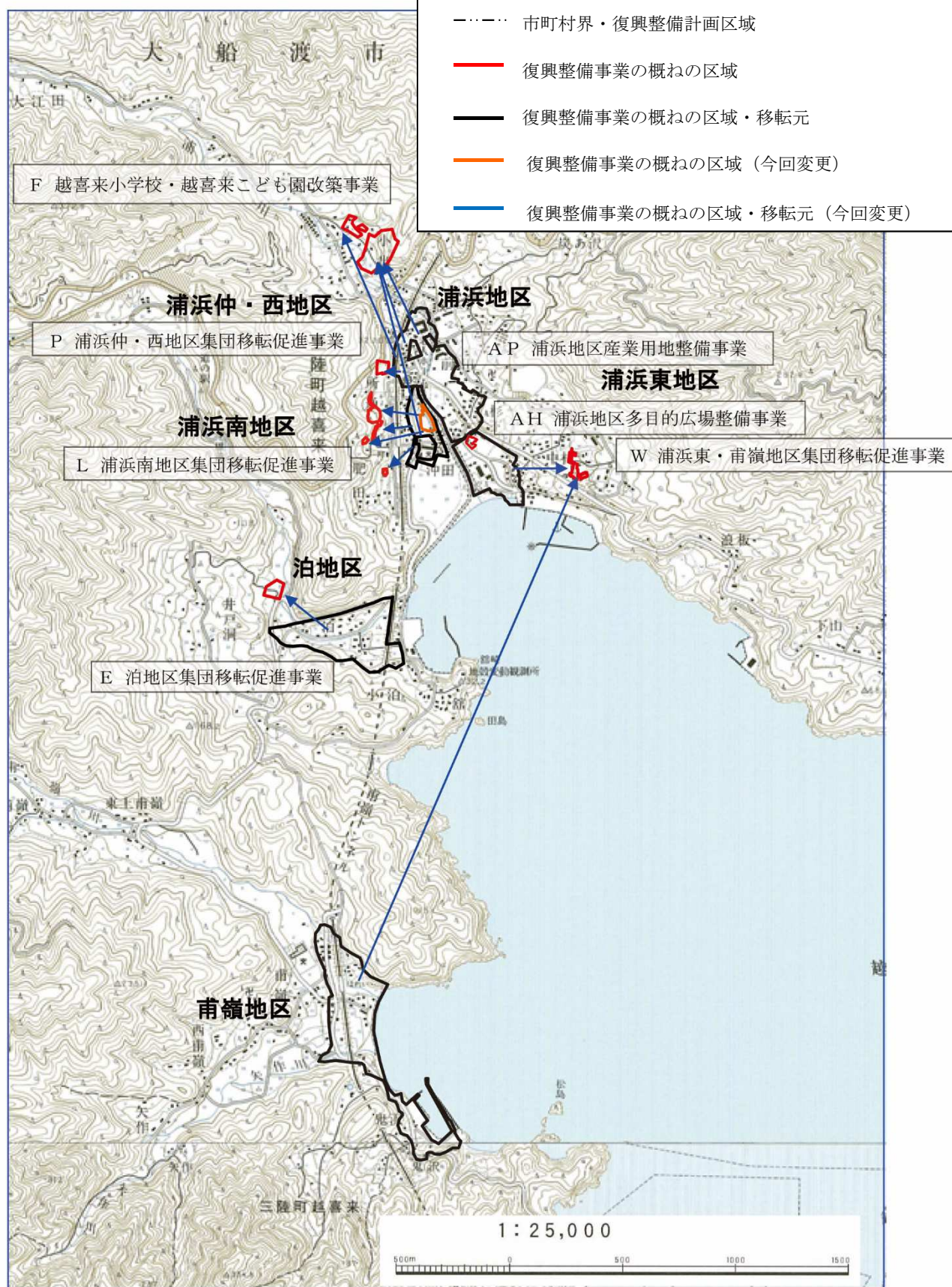
— 復興整備事業の概ねの区域・移転元

— 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）

— 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

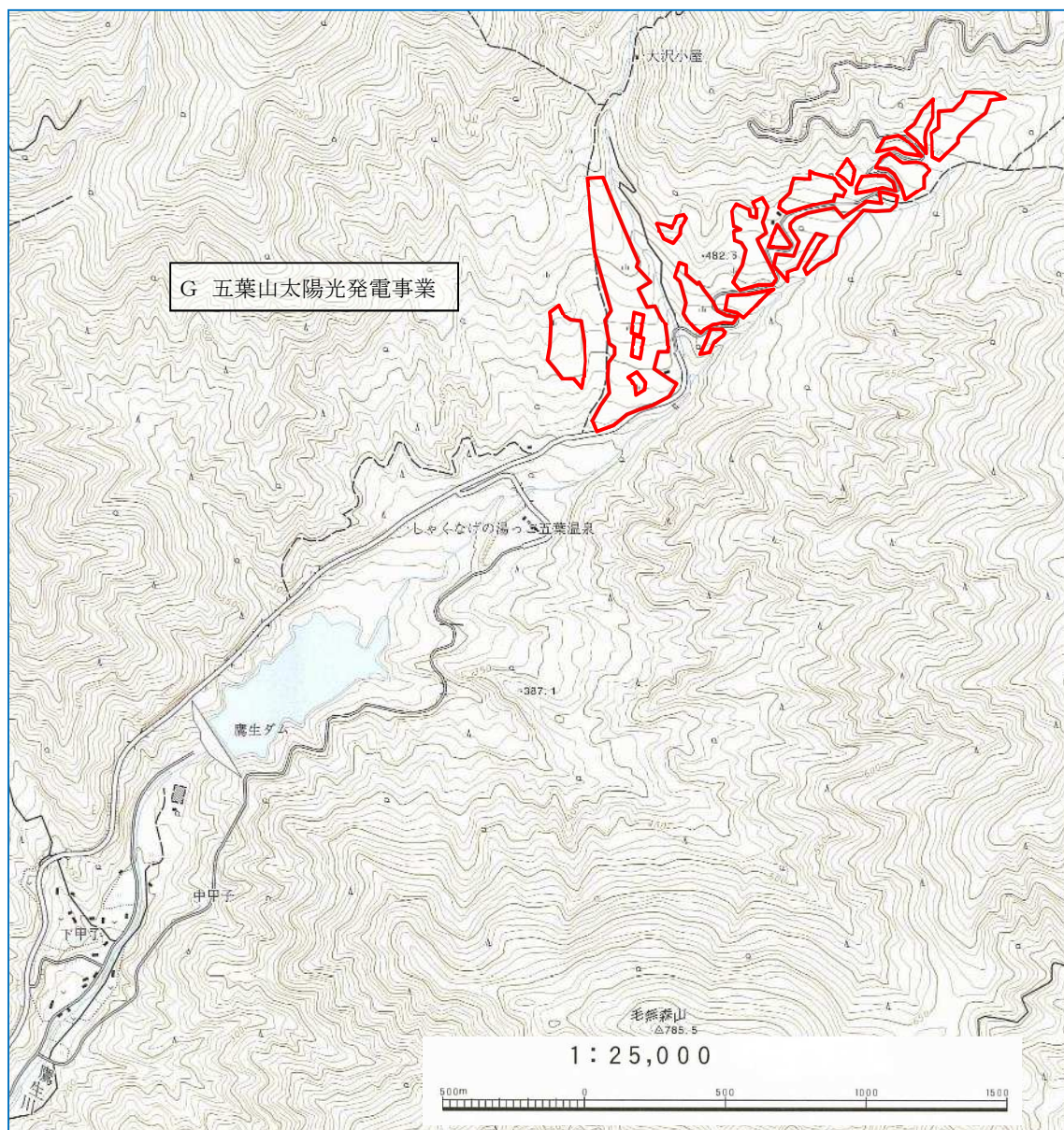
復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜仲・西地区
浦浜東・甫嶺地区)



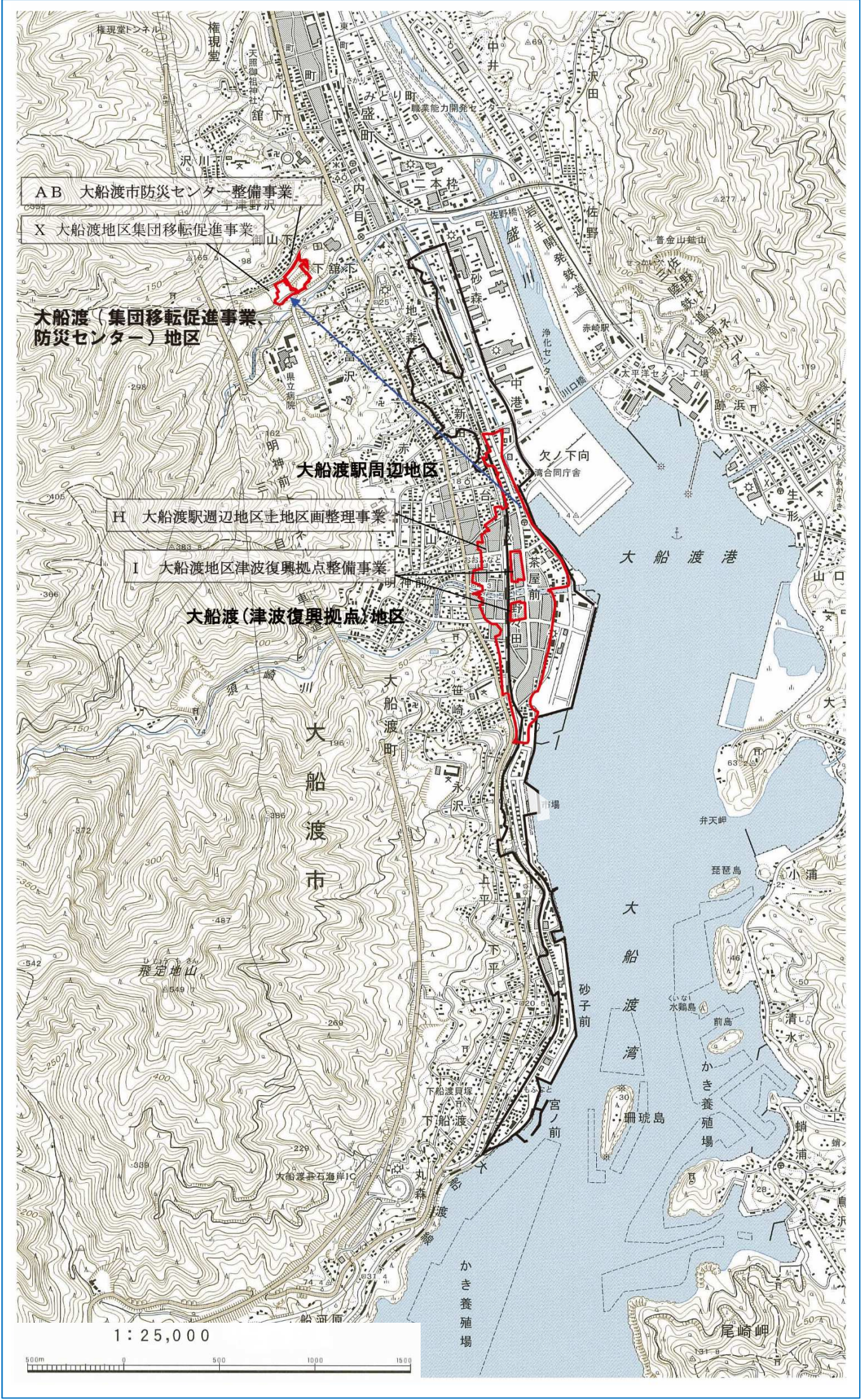
復興整備事業総括図

(上甲子地区)



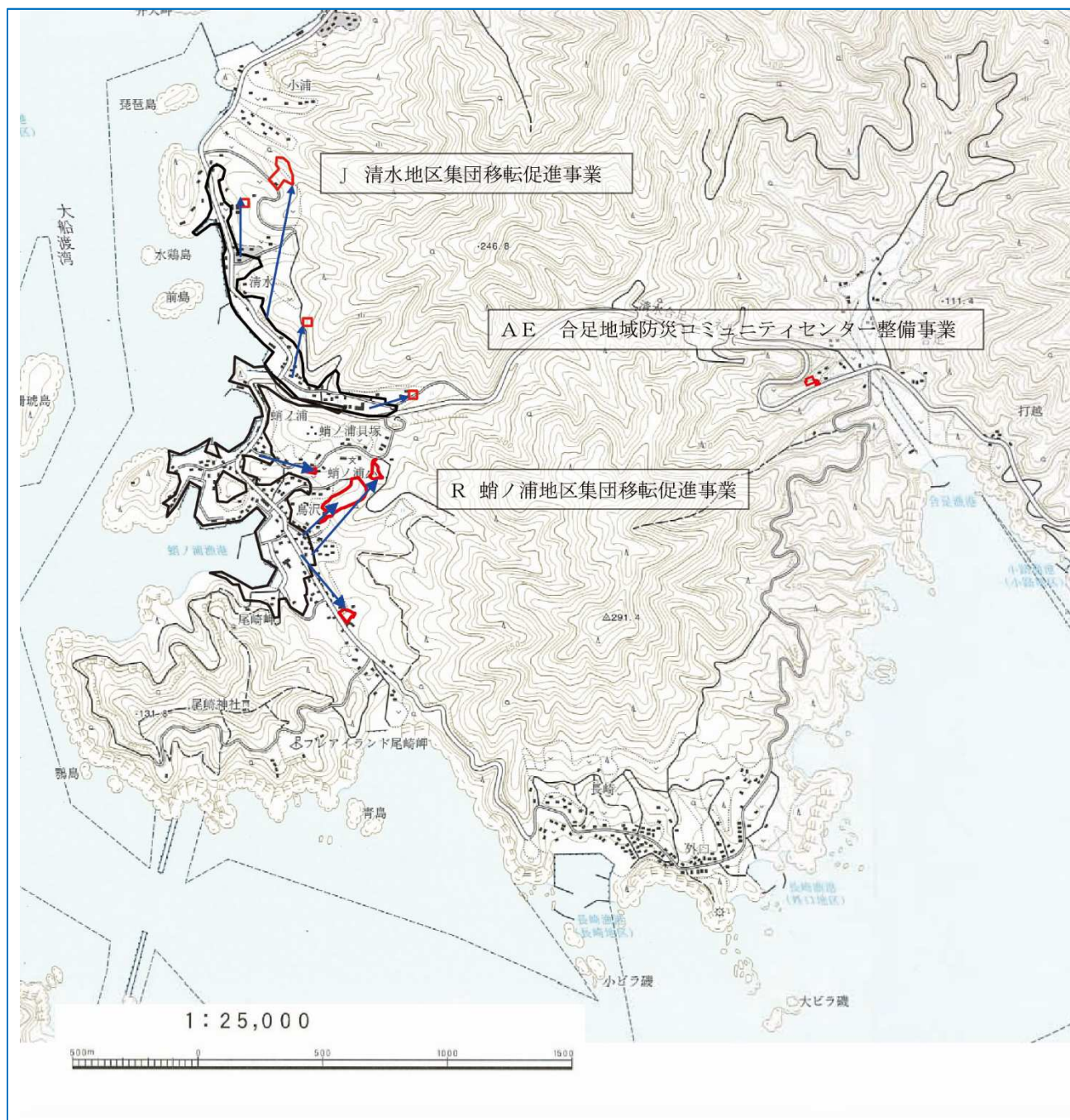
- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

復興整備事業総括図 (大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区)



復興整備事業総括図

(清水地区、蛸ノ浦地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(中赤崎地区、永浜地区、中赤崎地区～永浜地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域(今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元(今回変更)